

## 国土調査事業十箇年計画

平成 22 年 5 月 25 日  
閣 議 決 定

国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）第 3 条第 1 項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

## 1 地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

- （1）国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400 点とする。
- （2）（1）に掲げる基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250 平方キロメートルとする。
- （3）地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和 45 年政令第 261 号）第 1 条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、21,000 平方キロメートルとする。

併せて、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正

確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。

これらにより、地籍調査対象面積(全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%(平成21年度末時点)から57%(平成31年度末時点)とし、特に人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標とする。

また、中間年を目標に、地籍調査((2)に掲げる基本調査を含む。)について、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村(優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。)の解消を目指す。

## 2 土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、18,000平方キロメートルとする。

## 3 計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする。

## 第6次国土調査事業十箇年計画 補足資料

### 1 目的

国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものであり、その成果は、不動産登記行政の基礎資料として活用されるほか、災害復旧の迅速化、まちづくりの円滑な推進などに役立っている。

国土調査事業十箇年計画は、国土調査の促進を図るため、国土調査促進特別措置法に基づき、国土調査の中でも緊急かつ計画的に実施すべき調査を国土調査事業と位置づけ、その実施の促進を図るものである。

第5次国土調査事業十箇年計画が平成21年度末に期限を迎えたが、今後とも計画的に国土調査事業の促進を図る必要があることから、本年3月に国土調査促進特別措置法を改正し、新たに平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定することとしたものである。

### 2 計画の記載内容について

#### (1) 地籍調査

第6次計画においては、地籍調査の対象地域(286,200km<sup>2</sup>)の中から、地籍明確化の緊急性を踏まえ、優先的に地籍を明確にすべき地域(※)を絞り込み、この地域のおよそ半分の地域について地籍の明確化を図る。特に調査の遅れている都市部及び山村部では、地籍調査の進捗率を5割程度まで引き上げることを目指す。第6次計画以降に調査を実施する地域についても、必要な地域については、第6次計画において国が基礎的な情報を整備する基本調査を実施する。

(※)「優先的に地籍を明確にすべき地域」とは、地籍調査を実施していない地域(146,147km<sup>2</sup>)のうち、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地利用や土地取引等が行われる可能性が低い地域(合計約96,000km<sup>2</sup>)を除いた地域(約50,000km<sup>2</sup>)である。

#### ① 計画事業量について

##### ア 国の機関が行う基準点の測量

地籍調査の基礎とするため、地籍調査の実施に必要な基準点を設置する。なお、人口集中地区については、都市再生街区基本調査(平成16～18年度に実施)により基準点を高密度に設置済みであることから、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400点を設置する。

イ 国の機関が行う地籍調査の基礎とするために行う基本調査

地籍調査の基礎とするために行う基本調査（アに掲げる基準点の測量を除く。）として、都市部においては、地籍調査の前提となる官有地と民有地の間の境界情報の整備に必要な基礎的な情報を整備する「都市部官民境界基本調査」を 1,250 km<sup>2</sup> の地域で実施する。また、山村部においては、境界情報を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を 2,000 km<sup>2</sup> の地域で実施する。両調査を合わせて 3,250 km<sup>2</sup> の地域で基本調査を実施する。

ウ 地方公共団体及び土地改良区等が行う地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に、21,000 km<sup>2</sup> の地域で地籍調査を実施する。このうち、人口集中地区では 1,800km<sup>2</sup> の地域で、人口集中地区以外の林地では 15,000km<sup>2</sup> の地域で調査を実施する。

② 国土調査以外の成果の活用について

公共事業や民間開発等といった国土調査以外の測量及び成果についても、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有していれば、国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、申請により国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができることから、当該制度の活用促進等により、人口集中地区を中心に約 1,500 km<sup>2</sup> の地域で地籍整備を行うことを目指す。

③ 目標としての指標について

これまで十箇年計画に記載してきた計画事業量に加え、国民にわかりやすい指標を示す観点から、進捗率（地籍調査対象地域の面積に対する、地籍調査実施地域の面積の割合）についても、計画に記載することとする。

④ 地籍調査への市町村の着手状況について

計画策定時点(平成 21 年度末時点)における、市町村の地籍調査着手状況は、全 1,750 市町村のうち、全域完了市町村が 423 市町村 (24%)、調査実施中の市町村が 723 市町村 (41%)、調査休止中の市町村が 327 市町村 (19%)、調査未着手の市町村が 277 市町村 (16%) となっている。全体の約 1/3 の市町村において、地籍調査が行われていない状況であり、調査の一層の促進のため、国は、中間年を目標に、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村（優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。）の解消を目指し、必要な取組を行うものとする。

## (2) 土地分類調査関係

近年、土地の安全性について国民の意識・関心が高まっていることも踏まえ、土地本来の自然条件や過去の改変状況等を把握するために、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 18,000 km<sup>2</sup>の地域を対象に、土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査として、土地分類基本調査（土地履歴調査）を国が実施する。

(参考)

### 計画事業量

	対象地域 面積	これまで の全実績	第5次計画		第6次計画
			事業量	実績	事業量案
基準点の測量 (点)	—	72,525	14,000	11,553	8,400
地籍基本調査 (km <sup>2</sup> )	—	—	—	—	3,250
地籍調査 (km <sup>2</sup> )	286,200	140,053	34,000	16,400	21,000
土地分類基本調査 (土地履歴調査) (km <sup>2</sup> )	—	—	—	—	18,000

注 第5次計画で実施した土地分類基本調査（垂直調査）及び土地分類調査（細部調査）は対象外とした。